【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出日】 2020年10月28日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼代表取締役社長 中川 順子

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-6387-5000

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 NEXT FUNDS NOMURA原油インデックス連動型上場投信

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2020年4月28日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、〈訂正前〉および〈訂正後〉に記載している下線部__は訂正部分を示し、〈更新後〉の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1ファンドの性格

(3)ファンドの仕組み

<更新後>

委託会社の概況(2020年9月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

(1)投資方針

<更新後>

ファンドは、内外の短期有価証券を中心に投資するとともに、原油先物等取引を行ない、日本円換算した 対象指数に連動する投資成果を目指します。

原油先物等取引の買建ての額は、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ないます。

取引を行なう原油先物等取引の限月の変更は、対象限月銘柄の出来高その他流動性等を勘案して行ないます。

米ドルのエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。なお、外貨エクスポージャーの調整を目 的として、外国為替予約取引等を適宜活用する場合があります。

一部解約の実行の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に 係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行ないます。ただし、当該一部解約 の実行の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。

上記のほか、次の場合には、信託財産の構成を調整するために原油先物等取引の運用指図を行なうことがあります。

- イ.対象指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- 口.対象指数における、その採用銘柄の変更等が行なわれた場合または当該変更等が公表された場合
- ハ. イおよび口のほか、基準価額と日本円換算した対象指数の連動性を維持する等のために必要な場合

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

NOMURA原油ロングインデックスについて

NOMURA原油ロングインデックスの知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの投資成果等に関して一切責任を負うものではありません。

ファンドが対象とする指数の値動きについて

NOMURA原油ロングインデックスは、世界の原油先物取引の中から、取引量が多く流動性が十分あるものを採用し、一定の計算ルールにしたがって指数化しております。

原油先物取引は、原油を受け渡すまでの原油の保管費用、金利負担等のコストに加えて、将来の需給見通し等が織り込まれて価格が形成されるため、対象指数の値動きは、現物の原油価格とは異なります。

また、対象指数と原油先物取引の値動きの比較について、対象指数が採用する原油先物取引と比較する銘柄が 異なる場合があるため、また、同じである場合でも、原油先物取引の価格の推移が不連続となる一方、対象指 数は先物に投資した際の運用成果を再現することを目的に、不連続となることを避けるための計算ルールを採

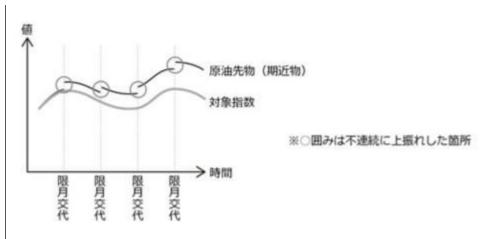
用しているため、対象指数の値動きは、原油先物取引の価格とは異なります。

詳細は後述の<補足>をご参照ください。

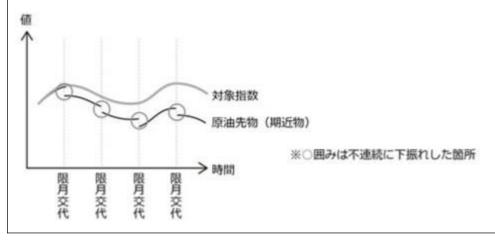
<補足>先物取引価格の不連続な推移と対象指数との乖離の特徴について

原油先物取引は、同じ原油が対象であっても取引期限ごとに異なる銘柄として取引されており、期近物 (取引期限までの期間が最も短い銘柄)といった代表的な先物取引の価格は、取引期限を迎えるたびに、その次に取引期限を迎える別の先物取引の価格に取って代わられるため(限月交代といいます)、限月交代前後での各期近物を単純接続した値は不連続に推移します。

例えば、具体的に、原油の保管費用や金利負担といったコストは、取引期限までの期間が長いほど高く、 先物取引の価格も取引期限までの期間が長いものほど高い状況においては、期近物の値動きは、同コスト の低下を価格に織り込みながら推移し、取引期限を迎えるたびに限月交代が生じるため、不連続に上振れ して推移します。一方、対象指数は、先物に投資した際の運用成果を再現することを目的として、この限 月交代の影響を排除して算出されるため、同じ期近物を指数の構成銘柄に採用したとしても、限月交代に 伴って先物取引の価格からの下方乖離が生じ、加えてその後の変動幅も異なります。



逆に、将来の需給見通し等の影響により、先物取引の価格が、取引期限までの期間が長いものほど価格が低い状況においては、期近物の値動きは、同見通し等の影響による上昇を価格に織り込みながら推移し、取引期限を迎えるたびに、限月交代が生じるため、不連続に下振れして推移します。一方、対象指数は、先物に投資した際の運用成果を再現することを目的として、この限月交代の影響を排除して算出されるため、同じ期近物を指数の構成銘柄に採用したとしても、限月交代に伴って先物取引の価格からの上方乖離が生じ、加えてその後の変動幅も異なります。



上図は、原油の先物取引の不連続な値動きとNOMURA原油ロングインデックスの値動きとの乖離の特徴を説明するためのイメージ図であり、実際の値動きを示したものではありません。また、原油の先物取引の値動きおよび NOMURA原油ロングインデックスの値動きは、上図に限定されるものではありません。

実際のファンドの基準価額は、原油先物等取引の買建て額が必ずしも純資産総額と同額とならないことや、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

< 2020年11月30日付けで、ファンドの対象指数であるNOMURA原油ロングインデックスの計算に用いる対象限月が変更されます。2020年11月30日以降は以下となります。 >

ファンドが対象とする指数の値動きについて

NOMURA原油ロングインデックスは、世界の原油先物取引の中から、取引量が多く流動性が十分あるものを採用し、一定の計算ルールにしたがって指数化しております。

原油先物取引は、原油を受け渡すまでの原油の保管費用、金利負担等のコストに加えて、将来の需給見通し等が織り込まれて価格が形成されるため、原油先物取引の値動きは、現物の原油価格とは異なります。

また、対象指数と原油先物取引の値動きの比較について、対象指数が採用する原油先物取引と比較する銘柄が 異なる場合があるため、また、同じである場合でも、原油先物取引の価格の推移が不連続となる一方、対象指 数は先物に投資した際の運用成果を再現することを目的に、不連続となることを避けるための計算ルールを採 用しているため、対象指数の値動きは、原油先物取引の価格とは異なります。

詳細は後述の〈補足〉をご参照ください。

2020年11月30日付けで、NOMURA原油ロングインデックスの計算に用いる対象限月が、以下のとおり変更されます。

(変更後)	(変更前)
WTI原油先物取引の第1限月または第2限月から先の期先の3つの限月(第2限月、第3限月および第4限月、または第3限月、第4限月および第5限月)の先物	WTI原油先物取引の第1限月または第2限月の 先物

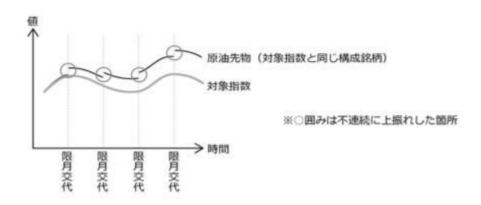
変更により、対象指数はWTI原油先物取引の第1限月または第2限月から先の期先の3つの限月(第2限月、第3限月および第4限月、または第3限月、第4限月および第5限月)の先物を参照するため、対象指数の特性として、期近物(取引期限までの期間が最も短い銘柄)のみを参照する場合と比べて、原油市場の価格の上昇時は上昇幅が小さくなる傾向、原油市場の価格の下落時は下落幅が小さくなる傾向があります。

<補足>先物取引価格の不連続な推移と対象指数との乖離の特徴について

原油先物取引は、同じ原油が対象であっても受渡月(限月といいます)ごとに異なる銘柄として取引されており、時間の経過とともに順に取引期限を迎えます。また、取引期限を迎える順位(第1限月、第2限月、、)ごとに見た場合の先物取引の価格は、1番先に取引期限を迎える先物取引(期近物といいます)が取引期限を迎えるたびに、それぞれ次に取引期限を迎える別の先物取引の価格に取って代わられるため(限月交代といいます)、限月交代のたびに不連続に推移します。

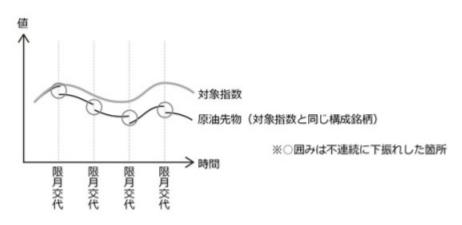
一例として、具体的に、原油の保管費用や金利負担といったコストは取引期限までの期間が長いほど高く、 先物取引の価格も取引期限までの期間が長いものほど高い状況においては、期近物の値動きは、同コストの 低下を価格に織り込みながら推移し、取引期限を迎えるたびに限月交代が生じるため、不連続に上振れして 推移します。

一方、対象指数は、先物に投資した際の運用成果を再現することを目的として、この限月交代の影響を排除 して算出されるため、対象指数と同じ条件 の先物取引の値動きと比較した場合、下図のとおり、限月交 代に伴って同先物取引の価格からの下方乖離が生じ、加えてその後の変動幅も異なります。



逆に、将来の需給見通し等の影響により、先物取引の価格が、取引期限までの期間が長いものほど価格が低い状況においては、期近物の値動きは、同見通し等の影響による上昇を価格に織り込みながら推移し、取引期限を迎えるたびに、限月交代が生じるため、不連続に下振れして推移します。

一方、対象指数は、先物に投資した際の運用成果を再現することを目的として、この限月交代の影響を排除 して算出されるため、対象指数と同じ条件 の先物取引の値動きと比較した場合、下図のとおり、限月交 代に伴って同先物取引の価格からの上方乖離が生じ、加えてその後の変動幅も異なります。



(注)対象指数はWTI原油先物取引の3つの限月(第2限月、第3限月および第4限月、または第3限月、第4限月 および第5限月)の先物を参照します。

上図は、原油の先物取引の不連続な値動きとNOMURA原油ロングインデックスの値動きとの乖離の特徴を説明するためのイメージ図であり、実際の値動きを示したものではありません。また、原油の先物取引の値動きおよび NOMURA原油ロングインデックスの値動きは、上図に限定されるものではありません。

実際のファンドの基準価額は、原油先物等取引の買建て額が必ずしも純資産総額と同額とならないことや、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

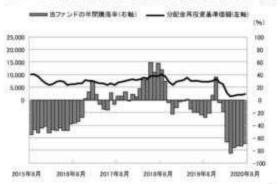
3投資リスク

<更新後>

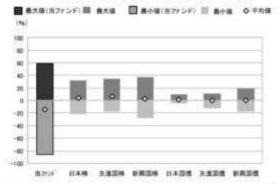
リスクの定量的比較

(2015年9月末~2020年8月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファント	日本株	先進国株	新興国株	日本関債	失進国債	新闻原债
最大領(%)	58.8	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小值(%)	∆ 85.Z	△ 22.0	Δ 17.5	△ 27.4	Δ 4.0	A 12.3	Δ 17.4
平均値(%)	Δ 14.6	42	6.6	3.2	1.6	0.7	0.3

- *分配会再投資基準価額は、税引前の分配会を再投資したも のとみなして計算したものです。2015年9月末を10,000とし て指数化しております。
- *年間騰落率は、2015年9月から2020年8月の5年間の各 月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2015年9月から2020年8月の5年間の各月末における1年 間の種落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の機落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

- < 代表的な資産クラスの指数>
- 〇日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 〇先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- ○新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 〇日本図債: NOMURA-BPI国債
- 〇先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- ○新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証券価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証券価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(維東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算 出、指數値の公表、利用など回指数に関するすべての権利は、横東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、維東京証券取引所により提供。保証又 は販売されるものではなく、非東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる構書に対しても、責任を有しません。 OMSCI-KOKUSA指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・・MSCI-KOKUSA(指数(配当込み、円ペース)・・・
- ス)、MSCはマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCはが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権 利はMSGIに帰属します。またMSGIは、別指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ONOMURA-BPI国債・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完 全性。信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMJRA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責 任を借いません。
- OFTSE世界閣僚インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界閣僚インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fried Inc より運営され、世界主要国の関係の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した優帯インデックスです。同指数はFTSE Fixed Inco あり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 〇.PPモルガン・ガバメント・ポンド・インテックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデ ックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベル も含め、俗しそれに販定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、含釉商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数 に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に指揮するものでもありません。 ここに含まれる市場価格。データ。その他の情報は彼かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確 性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありま せん。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショー・両方を含めてポジションを持ったり、売売だったり。またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人。ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資主になっている可能性もあります。 米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます!(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダク 」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融 市場における投資機会を指数に運動させる成いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または採証、成いは伝達または示唆を行なうものではありません。 指数スポンサーはブロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。 指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性。また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。 JPMS2LCはNASD NYSE SIPCの会員です。JPMorganは、IP Morgan Chane Barik, NA、JPSL JP, Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業

務を行う既に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所, FTSE Fixed Income LLC 他)

4手数料等及び税金

(3)信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.55% (税抜年0.50%)以内の率(2020年10月28日現在年0.55% (税抜年0.50%))を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 > < 受託会社 > 年0.45% 年0.05%

*上記配分は、2020年10月28日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	図の実行等
成、基準価額の算出等	

(4)その他の手数料等

<更新後>

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(これに類するものを含みます。以下「商標使用料等」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

対象指数に係る商標使用料(2020年10月28日現在) ありません。

ファンドの上場に係る費用 (2020年10月28日現在)

- ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場 した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、 0.00825%(税抜0.0075%)。
- ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に 相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産 から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.05%の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じて

ご負担いただきます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、 基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)課税上の取扱い

<更新後>

個人の受益者に対する課税

収益分配金の受取時

分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 (注1) の利子	特定公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の	・上場株式の配当
・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収益	・譲渡益	・公募株式投資信託の収益
分配金	・譲渡損	分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行され た公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

*少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。 NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受 取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金の受取時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収 が行なわれます。なお、地方税の 源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2020年8月末現在)が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は2020年8月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	5,263,273,769	7.11
現金・預金・その他資産(負債控除後)		68,756,398,937	92.88
合計 (純資産総額)		74,019,672,706	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
商品先物取引	買建	アメリカ	74,019,013,736	99.99

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
----	--------	----	-----	----	-----------------	-------------------	-------------------	-----------------	-----------	------	-----------------

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1	アメリカ	国債証券	US TREASURY	50,000,000	10,523.60	5,261,802,376	10,526.54	5,263,273,769	2021/2/25	7.11
			BILL							

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	7.11
合 計	7.11

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国 / 地域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額(円)	投資 比率 (%)
		ニューヨー ク商業取引 所	WTI原油先物(2020 年11月限)	買建	5,590	米ドル	221,308,100	23,317,021,415	241,991,100	25,496,182,295	34.44
		ニューヨー ク商業取引 所	WTI原油先物(2020 年12月限)	買建	5,330	米ドル	168,912,410	17,796,611,497	232,494,600	24,495,630,947	33.09
		ニューヨー ク商業取引 所	WTI原油先物(2021 年01月限)	買建	5,190	米ドル	222,048,620	23,395,042,602	228,048,600	24,027,200,494	32.46

(3)運用実績

純資産の推移

2020年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり糾	資産額(円)	東京証券取引所	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	取引価格(円)	
第1計算期間	(2011年 2月10日)	442	442	866.8000	866.8000	874	
第2計算期間	(2012年 2月10日)	523	523	858.5000	858.5000	858	
第3計算期間	(2013年 2月10日)	599	599	936.6000	936.6000	936	
第4計算期間	(2014年 2月10日)	672	672	1,050.4000	1,050.4000	1,052	
第5計算期間	(2015年 2月10日)	18,757	18,757	671.3000	671.3000	664	
第6計算期間	(2016年 2月10日)	35,842	35,842	264.9000	264.9000	272	
第7計算期間	(2017年 2月10日)	36,156	36,156	375.0000	375.0000	375	
第8計算期間	(2018年 2月10日)	24,796	24,796	387.4000	387.4000	383	
第9計算期間	(2019年 2月10日)	16,750	16,750	352.4000	352.4000	350	
第10計算期間	(2020年 2月10日)	12,448	12,448	336.7000	336.7000	338	
	2019年 8月末日	14,340		364.2000		362	

9月末日	14,293	365.0000	364
10月末日	13,945	363.3000	362
11月末日	14,530	385.9000	384
12月末日	14,093	411.0000	409
2020年 1月末日	12,337	346.8000	354
2月末日	14,432	313.4000	305
3月末日	31,334	132.1000	140
4月末日	52,815	65.2000	70
5月末日	84,579	91.9000	90
6月末日	90,435	105.4000	104
7月末日	75,868	103.6000	103
8月末日	74,019	111.4000	112

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年 5月13日~2011年 2月10日	0.0000円
第2計算期間	2011年 2月11日~2012年 2月10日	0.0000円
第3計算期間	2012年 2月11日~2013年 2月10日	0.0000円
第4計算期間	2013年 2月11日~2014年 2月10日	0.0000円
第5計算期間	2014年 2月11日~2015年 2月10日	0.0000円
第6計算期間	2015年 2月11日~2016年 2月10日	0.0000円
第7計算期間	2016年 2月11日~2017年 2月10日	0.0000円
第8計算期間	2017年 2月11日~2018年 2月10日	0.0000円
第9計算期間	2018年 2月11日~2019年 2月10日	0.0000円
第10計算期間	2019年 2月11日~2020年 2月10日	0.0000円

収益率の推移

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年 5月13日~2011年 2月10日	10.9%
第2計算期間	2011年 2月11日~2012年 2月10日	1.0%
第3計算期間	2012年 2月11日~2013年 2月10日	9.1%
第4計算期間	2013年 2月11日~2014年 2月10日	12.2%
第5計算期間	2014年 2月11日~2015年 2月10日	36.1%
第6計算期間	2015年 2月11日~2016年 2月10日	60.5%
第7計算期間	2016年 2月11日~2017年 2月10日	41.6%
第8計算期間	2017年 2月11日~2018年 2月10日	3.3%
第9計算期間	2018年 2月11日~2019年 2月10日	9.0%
第10計算期間	2019年 2月11日~2020年 2月10日	4.5%

第11期(中間期) 2020年 2月11日~2020年 8月10日 67.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年 5月13日~2011年 2月10日	510,000		510,000
第2計算期間	2011年 2月11日~2012年 2月10日	100,000		610,000
第3計算期間	2012年 2月11日~2013年 2月10日	260,000	230,000	640,000
第4計算期間	2013年 2月11日~2014年 2月10日			640,000
第5計算期間	2014年 2月11日~2015年 2月10日	27,480,000	180,000	27,940,000
第6計算期間	2015年 2月11日~2016年 2月10日	144,810,000	37,450,000	135,300,000
第7計算期間	2016年 2月11日~2017年 2月10日	36,000,000	74,890,000	96,410,000
第8計算期間	2017年 2月11日~2018年 2月10日	23,320,000	55,720,000	64,010,000
第9計算期間	2018年 2月11日~2019年 2月10日	10,790,000	27,260,000	47,540,000
第10計算期間	2019年 2月11日~2020年 2月10日	7,360,000	17,930,000	36,970,000
第11期(中間期)	2020年 2月11日~2020年 8月10日	949,430,000	259,310,000	727,090,000

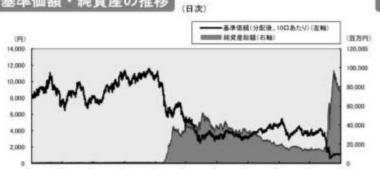
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

<更新後>

運用実績 (2020年8月31日現在)

基準価額・純資産の推移



分配の推移

(10口あたり、課税前)

2020年2月	0円
2019年2月	0 円
2018年2月	0 円
2017年2月	0 円
2016年2月	0 円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

投資比率

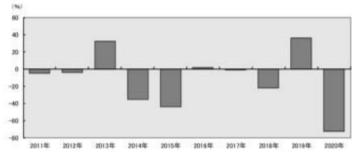
expects (f.)			
資産の種類/名称	種類	投資比率(%	
国債証券	-		7.1
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-		92.9
(内)WTI原油先物(2020年11月限)	商品先物取引	(質嫌)	34.4
(内)WTI原油先物(2020年12月限)	商品先物取引	(質建)	33.1
(内)WTI原油先物(2021年01月限)	商品先物取引	(質建)	32.5

銘柄別投資比率

順位	路柄	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY BILL	国債証券	7.1

年間収益率の推移





- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS NOMURA原油インデックス連動型上場投信

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号) (以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間計算期間(2020年2月11日から2020年8月10日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

NEXT FUNDS NOMURA原油インデックス連動型上場投信

(1)中間貸借対照表

		(単位:円)
	第10期 (2020年 2月10日現在)	第11期中間計算期間末 (2020年 8月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,323,862	211,315,431
コール・ローン	5,858,746,637	44,088,333,681
国債証券	4,336,254,851	5,276,522,889
派生商品評価勘定	74,866,866	9,015,609,882
差入委託証拠金	3,269,707,228	22,454,485,405
流動資産合計	13,540,899,444	81,046,267,288
資産合計	13,540,899,444	81,046,267,288
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,053,026,596	974,992,768
未払解約金	-	110,100,000
未払受託者報酬	3,856,442	16,223,374
未払委託者報酬	34,707,922	146,010,301
未払利息	2,121	114,266
その他未払費用	859,613	3,204,567
流動負債合計	1,092,452,694	1,250,645,276
負債合計	1,092,452,694	1,250,645,276
純資産の部		
元本等		
元本	35,971,810,000	707,458,570,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	23,523,363,250	627,662,947,988
元本等合計	12,448,446,750	79,795,622,012
純資産合計	12,448,446,750	79,795,622,012
負債純資産合計	13,540,899,444	81,046,267,288

(2)中間損益及び剰余金計算書

		(単位:円)
	第10期中間計算期間 自 2019年 2月11日 至 2019年 8月10日	第11期中間計算期間 自 2020年 2月11日 至 2020年 8月10日
営業収益		
受取利息	56,294,951	15,481,343

	第10期中間計算期間 自 2019年 2月11日 至 2019年 8月10日	第11期中間計算期間 自 2020年 2月11日 至 2020年 8月10日
有価証券売買等損益	3,018,740	29,007,164
派生商品取引等損益	212,653,929	18,694,264,200
為替差損益	303,797,756	1,927,078,641
その他収益 -	11,386,259	3,149,316
営業収益合計	20,443,877	20,573,705,018
営業費用		
支払利息	2,404,605	4,464,744
受託者報酬	4,141,897	16,223,374
委託者報酬	37,277,027	146,010,301
その他費用	841,438	17,871,301
営業費用合計	44,664,967	184,569,720
営業利益又は営業損失()	65,108,844	20,758,274,738
経常利益又は経常損失()	65,108,844	20,758,274,738
中間純利益又は中間純損失()	65,108,844	20,758,274,738
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	29,505,448,413	23,523,363,250
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,135,304,000	225,448,429,000
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	7,135,304,000	225,448,429,000
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,055,810,000	808,829,739,000
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	2,055,810,000	808,829,739,000
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	24,491,063,257	627,662,947,988

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

国債証券
原則として時価で評価しております。
時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
先物取引
計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価
しております。
為替予約取引
計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
有価証券売買等損益
約定日基準で計上しております。
派生商品取引等損益
約定日基準で計上しております。
為替差損益
約定日基準で計上しております。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(中間貸借対照表に関する注記)

	第10期			第11期中間計算	算期間末
	2020年 2月10日現在			2020年 8月10日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数	汝	1 .	中間計算期間の末日における	る受益権の総数
		36,970,000□			727,090,000□
2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項	頁第10号に規定す	2 .	投資信託財産計算規則第55名	条の6第1項第10号に規定す
	る額			る額	
	元本の欠損	23,523,363,250円		元本の欠損	627,662,947,988円
3 .	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額	3 .	中間計算期間の末日における	る1単位当たりの純資産の額
	1口当たり純資産額	336.7円		1口当たり純資産額	109.7円
	(10口当たり純資産額)	(3,367円)		(10口当たり純資産額)	(1,097円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第10期	第11期中間計算期間末
2020年 2月10日現在	2020年 8月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は
<i>h</i> 。	ありません。
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、(その他の注記)の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、(その他の注記)の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

	第10期	第1	1期中間計算期間
自 20	019年 2月11日	自	2020年 2月11日
至 20	020年 2月10日	至	2020年 8月10日
期首元本額	46,256,420,000円	期首元本額	35,971,810,000円
期中追加設定元本額	7,161,280,000円	期中追加設定元本額	923,795,390,000円
期中一部解約元本額	17,445,890,000円	期中一部解約元本額	252,308,630,000円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

	!	第10期(20	20年 2月10日現在)		第11期中間計算期間末(2020年 8月10日現在)			
種類	契約額等(円	3)			契約額等(P	3)		
		うち1年 超	時価(円)	評価損益(円)		うち1年 超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引								
商品先物取引								
買建	14,051,331,663	-	12,998,335,157	1,052,996,506	68,543,799,183	-	77,534,557,497	8,990,758,314
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	6,377,130,024	-	6,451,966,800	74,836,776	43,693,858,000	-	42,743,700,000	950,158,000
米ドル	6,377,130,024	-	6,451,966,800	74,836,776	43,693,858,000	-	42,743,700,000	950,158,000
売建	-	-	-	-	2,217,196,800	-	2,217,180,000	16,800
米ドル	-	-	-	-	2,217,196,800	-	2,217,180,000	16,800
合計	-	-	-	978,159,730	-	-	-	8,040,617,114

(注)時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物 相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧 客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2ファンドの現況

純資産額計算書

2020年8月31日現在

資産総額	117,969,105,683円
負債総額	43,949,432,977円
純資産総額(-)	74,019,672,706円
発行済口数	664,610,000□
1口当たり純資産額(/)	111.4円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1委託会社等の概況

<更新後>

(1)資本金の額

2020年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および 監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	995	31,243,464
単位型株式投資信託	190	843,872
追加型公社債投資信託	14	5,773,710
単位型公社債投資信託	466	1,610,601
合計	1,665	39,471,646

3委託会社等の経理状況

<更新後>

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)貸借対照表

		前事業年度		当事業年度	
		(2019年	3月31日)	(2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百	百万円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,562		2,626
金銭の信託			45,493		41,524
有価証券			19,900		24,399
前払費用			27		106
未収入金			500		522
未収委託者報酬			25,246		23,936
未収運用受託報酬			5,933		4,336
その他			269		71
貸倒引当金			15		14
流動資産計			98,917		97,509
固定資産					
有形固定資産			714		645
建物	2	320		295	
器具備品	2	393		349	

				. 訂止有 価証券属
無形固定資産		6,438		5,894
ソフトウェア	6,437		5,893	
その他	0		0	
投資その他の資産		18,608		16,486
投資有価証券	1,562		1,437	
関係会社株式	12,631		10,171	
従業員長期貸付金	-		16	
長期差入保証金	235		329	
長期前払費用	22		19	
前払年金費用	2,001		1,545	
繰延税金資産	2,694		2,738	
その他	168		229	
貸倒引当金	-		0	
投資損失引当金	707		-	
固定資産計		25,761		23,026
資産合計		124,679		120,536

		前事業年度		当事業年度		
		(2019年	3月31日)	(2020年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百	万円)	
(負債の部)						
流動負債						
預り金			145		157	
未払金			16,709		15,279	
未払収益分配金		0		0		
未払償還金		25		3		
未払手数料		7,724		6,948		
関係会社未払金		7,422		7,262		
その他未払金		1,535		1,063		
未払費用	1		11,704		10,290	
未払法人税等			1,560		1,564	
前受収益			29		26	
賞与引当金			3,792		3,985	
その他			-		67	
流動負債計			33,942		31,371	
固定負債						
退職給付引当金			3,219		3,311	
時効後支払損引当金			558		572	
固定負債計			3,777		3,883	
負債合計			37,720		35,254	
(純資産の部)						
株主資本			86,924		85,270	
資本金			17,180		17,180	
資本剰余金			13,729		13,729	
資本準備金		11,729		11,729		
その他資本剰余金		2,000		2,000		
利益剰余金			56,014		54,360	
利益準備金		685		685		
その他利益剰余金		55,329		53,675		
別途積立金		24,606		24,606		

繰越利益剰余金	30,723		29,069	
評価・換算差額等		33		10
その他有価証券評価差額金		33		10
純資産合計		86,958		85,281
負債・純資産合計		124,679		120,536

(2)損益計算書

			美年度 8年4月1日		€年度 年4月1日		
		•	年3月31日)	至 2020年3月31日)			
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百	金額(百万円)		
営業収益							
委託者報酬			119,196		115,736		
運用受託報酬			21,440		17,170		
その他営業収益			355		340		
営業収益計			140,992		133,247		
営業費用							
支払手数料			42,675		39,435		
広告宣伝費			1,210		1,006		
公告費			0		-		
調査費			30,082		26,833		
調査費		5,998		5,696			
委託調査費		24,083		21,136			
委託計算費			1,311		1,342		
営業雑経費			5,435		5,823		
通信費		92		75			
印刷費		970		958			
協会費		86		92			
諸経費		4,286		4,696			
営業費用計			80,715		74,440		
一般管理費							
給料			11,113		11,418		
役員報酬		379		109			
給料・手当		7,067		7,173			
賞与		3,666		4,134			
交際費			107		86		
旅費交通費			514		391		
租税公課			1,048		1,029		
不動産賃借料			1,223		1,227		
退職給付費用			1,474		1,486		
固定資産減価償却費			2,835		2,348		
諸経費			10,115		10,067		
一般管理費計			28,433		28,055		
営業利益			31,843		30,751		

			€年度 年4日4日	当事業年度			
		(自 2018 至 2019	年4月1日 年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			
F- / /	注記		·	·			
区分	番号	金額(百	3万円) 	金額(百	3万円) 		
営業外収益							
受取配当金	1	6,538		4,936			
受取利息		0		0			
その他		424		309			
営業外収益計			6,964		5,246		
営業外費用							
支払利息	1	1		-			
金銭の信託運用損		489		230			
投資事業組合等評価損		-		146			
時効後支払損引当金繰入額		43		18			
為替差損		34		23			
その他		17		23			
営業外費用計			585		443		
経常利益			38,222		35,555		
特別利益							
投資有価証券等売却益		20		21			
関係会社清算益	3	29		-			
株式報酬受入益		85		59			
特別利益計			135		81		
特別損失							
投資有価証券等評価損		938		119			
関係会社株式評価損		161		1,591			
固定資産除却損	2	310		67			
投資損失引当金繰入額		707		-			
特別損失計			2,118		1,778		
税引前当期純利益			36,239		33,858		
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896		
法人税等調整額			370		34		
当期純利益			25,672		23,996		
	-						

(3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

								(+ 12	· 日ハロ)
	株主資本								
	資本剰余金				利益剰余金				
						その他和	川益剰余金		株主
	資本金	資本	その他	資本	利益		繰	利益	M エ 資 本
		準備金	資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	合計
			剰余金	合 計		積立金	利益	合 計	
							剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

									(13-13-23-11-1
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位:百万円)

		(1 12 - 17313)
評価・換		
その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
11	11	86,090
		24,826
		25,672
21	21	21
21	21	868
33	33	86,958
	その他有価証券評価差額金 11 21	券評価差額金 差額等合計 11 11 21 21 21 21 21 21

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本							. г ш/3/3/
	資本剰余金			利益剰余金					
						その他和]益剰余金		株主
	資本金	資本	その他	資本	利益		繰	利 益	資本
	以中亚	準備金	資 本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	合計
		一冊並	剰余金	合 計	一冊並	積立金	利 益	合 計	
							剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当期未残高	当期末残高	11,729 2,000	00 13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270	
-------	-------	--------------	-----------	-----	--------	--------	--------	--------	--

(単位:百万円)

			(丰位・口/川川)	
	評価・接	桑算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	33	33	86,958	
当期変動額				
剰余金の配当			25,650	
当期純利益			23,996	
株主資本以外の項目				
の当期変動額(純	23	23	23	
額)				
当期変動額合計	23	23	1,676	
当期末残高	10	10	85,281	

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま

す。)

時価のないもの ... 移動平均法による原価法

2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方 法 時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 38 ~ 50年

 附属設備
 8 ~ 15年

 構築物
 20年

 器具備品
 4 ~ 15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企 業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末 までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっ ております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控 除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しておりま す。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律 第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通 算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目につ いては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果 会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31 日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指 針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定め を適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の 税法の規定に基づいております。

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されま す。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品 また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳 等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3 月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示す ことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末			当事業年度末		
(2019年3月31日)			(2020年3月31日)		
	1.関係会社に対する資産及び	負債	1.関係会社に対する資産及び負債		
	区分掲記されたもの以外で	で各科目に含まれている	区分掲記されたもの以外で各科	目に含まれている	
	ものは、次のとおりでありま	きす。	ものは、次のとおりであります。		
	未払費用	1,434百万円	未払費用	1,296百万円	

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2.有形固定資産より控除した減価償却累計額建物736百万円器具備品3,106合計3,842

•	有形固正真圧より投除!	ノに減1側負却系計額
	建物	761百万円
	器具備品	2,347
	合計	3,109

損益計算書関係

前事業年度		当事業年度	
(自 2018年4月1日		(自 2019年4月1日	
至 2019年3月31日)		至 2020年3月31日)	
1 . 関係会社に係る注記		1.関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関係	会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係会社は	こ対するもの
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。	
受取配当金	6,531百万円	受取配当金 4	,931百万円
支払利息	1		
2.固定資産除却損 器具備品 ソフトウェ ア 合計	3百万円 307 310	2 . 固定資産除却損 器具備品 ソ フ ト ウ ェ ア 合計	7百万円 59
H #1	0.10	H#1	
3 . 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算 清算配当です。	草にともなう		

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,826百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,820円基準日2018年3月31日効力発生日2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,650百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,980円

基準日2019年3月31日効力発生日2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,650百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,980円基準日2019年3月31日効力発生日2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額23,950百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,650円基準日2020年3月31日効力発生日2020年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取 引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係 維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価 証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握 し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバ ティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経 営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支 払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約 に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信 託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されている ため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合 は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理すること により、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。な お、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円(投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円)減損処理を行っております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
	一十以内	5年以内	10年以内	10年起
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	,	
貸借対照表計上額	時価	差額

	H1 TT [3 M	
2,626	2,626	-
41,524	41,524	-
23,936	23,936	-
4,336	4,336	-
24,399	24,399	-
24,399	24,399	-
96,823	96,823	-
15,279	15,279	-
0	0	-
3	3	-
6,948	6,948	-
7,262	7,262	-
1,063	1,063	-
10,290	10,290	-
1,564	1,564	-
27,134	27,134	-
	41,524 23,936 4,336 24,399 24,399 96,823 15,279 0 3 6,948 7,262 1,063 10,290 1,564	2,626 2,626 41,524 41,524 23,936 23,936 4,336 4,336 24,399 24,399 24,399 24,399 96,823 96,823 15,279 15,279 0 0 3 3 6,948 6,948 7,262 7,262 1,063 1,063 10,290 10,290 1,564 1,564

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円(投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円)減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

		1年超	5年超	
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

有価証券関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-

貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2020年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2020年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル·ペー パー	19,999	19,999	
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

1	11	退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
١ (. ,	心地和 川見切り知日が心しし知小が心りり們走仪

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.7%退職一時金制度の割引率0.4%長期期待運用収益率2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.6%退職一時金制度の割引率0.5%長期期待運用収益率2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末		当事業年度末		
(2019年3月31日)		(2020年3月31日)		
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生(の主な原因別の	
内訳		内訳		
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円	
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235	
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026	
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762	
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462	
未払事業税	288	未払事業税	285	
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177	
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171	
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167	
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148	
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97	
その他	633	その他	219	
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754	
評価性引当額	1,295	評価性引当額	1,532	
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222	
繰延税金負債		繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4	
前払年金費用	620	前払年金費用	478	
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483	
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738	

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		司 止 月 伽 並 分 曲 山 龍	5(内凷投貝后甙
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法	人税等の負担率	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人	税等の負担率
との差異の原因となった主な項目別の内語	R	との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項	0.0%
目		目	
受取配当金等永久に益金に算入され		受取配当金等永久に益金に算入され	
ない項目	5.6%	ない項目	4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外		外国子会社からの受取配当に係る外	
国源泉税	0.3%	国源泉税	0.2%
その他	1.3%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%
率		_	

セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	3,000	短期借入	
親会社	野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等	資金の返済	3,000	金	-
						役員の兼任	借入金利息 の支払	1	未払費用	-

(イ)子会社等 該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社子会		東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
 - (ア)親会社及び法人主要株主等 該当はありません。
 - (イ)子会社等 該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

		Z 12 13								
	会社等				議決権等	 関連当事者との		取引		期末
種類	の名称	所在地	資本金	事業の内容	の所有	関係	取引の内容	金額	科目	残高
	0.7 E 1.11				(被所有)割合	大川大		(百万円)		(百万円)
						当社投資信託				
						の募集の取扱	tū次 <i>i</i> ≐≕i−			
						及び売出の取	投資信託に			
親会社の	野村證券株式	東京都	10,000	+T 244 314		扱ならびに投	係る事務代	04 070	未払手数	5 500
子会社	会社	中央区	(百万円)	証券業	-	資信託に係る	行手数料の	31,378	料	5,536
						事務代行の委	支払(*1)			
						託等				
						 役員の兼任				
							コマーシャ	20,000	有価証券	19,999
							ル・ペー			
							パーの購入			
							(*2)			
							有価証券受	0	その他営業	0
							取利息	U	外収益	0

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*2) コマーシャル・ペ・パーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場)

(2)重要な関連会社の要約財務諸表該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度		
(自 2018年4月1日		(自 2019年4月1日		
至 2019年3月31日)		至 2020年3月31日	l)	
1 株当たり純資産額	16,882円89銭	1 株当たり純資産額	16,557円31銭	
1 株当たり当期純利益	4,984円30銭	1 株当たり当期純利益	4,658円88銭	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益に	ついては、潜在	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	については、潜在	
│株式が存在しないため記載しておりませ	tん。	株式が存在しないため記載しておりま	₹せん。	
4 H-1/4 12 1/ HE/4-711-4 - 677-7-1 - 0 H-7H				
│ 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	₹	
損益計算書上の当期純利益	25,672百万円	損益計算書上の当期純利益	23,996百万円	
普通株式に係る当期純利益	25,672百万円	普通株式に係る当期純利益	23,996百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な	内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
該当事項はありません。		該当事項はありません。		
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	

第2【その他の関係法人の概況】

1名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1)受託者

(.)~101							
(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容					
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。					

^{*2020}年8月末現在

(2)販売会社

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券 株式会社	5,500百万円	

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	商品取引業を営んでいます。
メリルリンチ日本証券株式会社	83,140百万円	
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

^{*2020}年8月末現在

メリルリンチ日本証券株式会社は、2020年11月1日付をもってBofA証券株式会社に商号変更する予定です。

独立監査人の中間監査報告書

2020年9月18日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

亀 井 純 子

指定有限責任社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 伊

伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS NOMURA原油インデックス連動型上場投信の2020年2月11日から2020年8月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は 誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営 者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NEXT FUNDS NOMURA原油インデックス連動型上場投信の2020年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年2月11日から2020年8月10日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。

^{2.} XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

EY新日本有限責任監查法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 亀 井 純 子 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 .XBRLデータは監査の対象には含まれていません。